

総会

配布：一般

2018年10月5日

原文：英語

人権理事会

第39会期

2018年9月10日－28日

議事日程議題3

2018年9月27日に人権理事会により採択された決議

39/6. ジャーナリストの安全

人権理事会は、

国際連合憲章の諸目的および諸原則に基づき、

世界人権宣言を再確認し、そして市民的および政治的権利に関する国際規約および強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約、並びに1949年8月12日のジュネーブ諸条約および1977年6月8日のその追加議定書を含む、関連する国際人権条約を想起し、

ジャーナリストの安全に関する全ての総会および人権理事会諸決議、とりわけ2017年12月19日の総会決議72/175および2016年9月29日の理事会決議33/2、並びに武力紛争における文民の保護に関する2006年12月23日の1738(2006)と2015年5月27日の2222(2015)の安全保障理事会諸決議を想起し、

ジャーナリストの安全に関する国際連合人権高等弁務官事務所の報告書¹に感謝しつつ留意し、

¹ A/HRC/39/23.

ジャーナリストの安全に関する事務総長の、高等弁務官事務所のおよび人権理事会の特別手続のその他の全ての関連する報告書を想起し、

ジャーナリストの安全および刑事責任の免除に関する国際連合行動計画の実施を強化することに関するマルチ・ステークホルダー協議の成果において提案された選択肢もまた想起し、

事務総長室におけるジャーナリストの安全に関する選定された職員を任命したジャーナリストの安全とメディアで働く者の安全を高めるための取組を強めるための具体的措置を提案する国際連合システムを通じたフォーカル・ポイントのネットワークを動員する事務総長の決定を歓迎し、

表現の自由およびメディア開発における世界の傾向と表題のついた、そのグローバル・レポート 2017/2018 において反映されたように、この分野における進展を監視することにおけるその役割を含む、ジャーナリストの安全のための国際連合教育科学文化機関の重要な活動をまた歓迎し、そしてその中で記述されたジャーナリストに対する暴力とジャーナリストの嫌がらせの増加に懸念を表明し、

ジャーナリストの安全に関して国家、メディアの組織および市民社会により講じられたイニシアティブを更に歓迎し、そしてドーハで 2016 年 3 月に開催された国際報道機関の世界会議で発表されたフリージャーナリストの安全原則とジャーナリストの保護に関する国際宣言をこれに関連して留意し、

世界人権宣言第 19 条と市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 19 条に従って、意見および表現の自由に対する権利は、全ての者に保証された人権であることに、またそれが民主的な社会に欠くことのできない基礎の一つとその進展と発展のための基本的な条件の一つを構成することに注意し、

包括的なまた平和的な知識社会と民主主義の機能、情報に通じた市民、法の支配と公共問題への参加を築くことと支援することにおける、汚職を明らかにすることによるものを含めて、公的機関と公務員の責任を問うことにおける、また文明間対話、平和および良い統治、並びに相互理解と協力を促進することにおける、表現の自由のそして自由で、独立した、多元的なまたオンラインの並びにオフラインの、多様なメディアの重要性を認識し、

メディアにより策定されそして監視された自主的な専門的原則と道德律の重要性を強調し、

候補者、その綱領および現在進行中の討論について知らせることを含めて、選挙の文脈におけるジャーナリストとメディアで働く人たちの非常に重要な役割を認識し、そしてジャーナリストとメディアで働く人たちに対する攻撃が、選挙期間中増えていることに重大な懸念を表明し、

ジャーナリズムにおける国民の信頼とジャーナリズムの信用性の重要性、とりわけ新しい形態のメディアが絶えず徐々に発展しているまたジャーナリストの活動の信用を傷つけるための対象を特定した偽情報や組織的中傷が増している環境におけるメディアの専門家気質を維持することの課題をまた認識し、

ジャーナリストの活動が、その家族の構成員を標的にすることを含めて、しばしば自らを脅迫、脅し、嫌がらせそして暴力の具体的リスクに置き、そしてそのことが、ジャーナリストに、自らの活動を継続することをしばしば思いとどまらせるかまたは自己検閲を奨励し、その結果重要な情報を社会から奪っていることを更に認識し、

殺害、拷問、強制失踪、恣意的な逮捕および恣意的な拘束、追放、脅迫、嫌がらせ、身体的、法的、政治的、技術的および経済的性質のを含む、脅し、並びにその他の形態の暴力行為を含む、ジャーナリストとメディアで働く人たちの安全に関連したあらゆる人権違反と侵害を深く懸念し、

自らの活動に関連して女性のジャーナリストが直面している具体的危険を深く憂慮し、そしてオンラインの範囲におけるものを含めて、ジャーナリストの安全に対処する措置を考慮する時、とりわけ性的およびジェンダーに基づく暴力、脅し、脅迫、嫌がらせ、不平等そしてジェンダーに基づく固定観念を含む、ジェンダーに基づく差別に効果的に取り組むため、またその最大限の安全の可能性を確保すると同時に女性が平等および無差別の条件でジャーナリズムに入りそして残ることを可能にするため、並びに女性のジャーナリストの経験と懸念が効果的に対処されることを確保するため、ジェンダーに敏感なアプローチを取ることの重要性をこの文脈において強調し、

その中で、政治的指導者、公務員および/または当局が、ジャーナリストに対する脅しや暴力

の危険を増しそしてジャーナリズムの信用性における国民の信頼を損なっている、個々のジャーナリストを含む、メディアを中傷し、脅迫しまたは脅かす事例を憂慮し

武力紛争の状況におけるジャーナリストとメディアで働く人たちに対する攻撃と暴力に重大な懸念を表明し、そして武力紛争の地区における危険な専門的な任務に従事しているジャーナリストとメディアで働く人たちは、彼らが文民としての自らの地位に悪く影響する行動を取らないことを条件として、文民と考えられるべきことまたそのようなものとして保護されるべきことをこれに関連して想起し、

テロリスト集団および犯罪組織を含む、非国家主体により与えられたジャーナリストの安全に対する増えている脅威に深い懸念を表明し、

国内の法的枠組は、国家の国際的な人権義務に一致することそして関与がジャーナリストのための安全なまた可能にする環境のために欠くことのできない条件であることを認識し、そして独立してまた不当な干渉なしに彼らの活動を果たすジャーナリストの能力を妨げるかまたは制限する国内法、政策および慣行の誤用について深い懸念を表明し、

国内の人権機関が、表現の自由に対する権利を含む、人権を促進することと保護することにおいて、そして監視、教育および意識向上活動を通して、並びに苦情の審査を通して、ジャーナリストに対する人権侵害に対処することにおいて、果たすことのできる重要な役割をまた認識し、また報告およびフォローアップのための国のメカニズムが、ジャーナリストに対する人権侵害の予防において果たすことのできる貢献を更に認識し、

ジャーナリストに対する攻撃と暴力を防ぐための国の取組を支援するまた関係する国家による要請に基づいてまた関係する国家により設定された優先事項に従って、技術援助の提供を通じたものを含めて、ジャーナリストに対する攻撃と暴力を防ぐことにおけるものを含む、人権の分野における国家の能力を向上することにおける国際的な協力の役割を強調し、

コミュニケーションの違法なまたは恣意的な監視および/または傍受、政府が支援したハッキングを含む、ハッキングおよびプライバシーと表現の自由に対するその権利に違反した特定のメディアのウェブサイトまたはサービスの停止を強制するサービス拒否の攻撃の対象となることに対するジャーナリストの特別な脆弱性を含む、デジタル時代におけるジャーナリストの安全に

関連した特別な危険もまた強調し、

ジャーナリストに対する攻撃と暴力についての刑事責任の免除は、ジャーナリストの安全に対する最大の挑戦の一つを構成すること、そしてジャーナリストに対して犯された犯罪に対する責任を確保することは、将来の攻撃を防止することにおける主要な要素であることを念頭に置きつつ、

予防措置により一層の強調を置く必要性とジャーナリストとメディアで働く人たちのための安全なまた可能にする環境を確保する表面の自由のための可能にする法的枠組の創造の必要性を強調し、

1. 拷問、殺害、強制失踪、恣意的な逮捕および恣意的な拘束、追放、脅迫、脅しや紛争状態と非紛争状態の両方における事務所や情報源に対する攻撃または事務所や情報源の強制閉鎖を通したものを含む、オンラインやオフラインの、嫌がらせなどの、ジャーナリストとメディアで働く人たちに対するあらゆる攻撃と暴力を明白に非難する。

2. 性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、ジェンダーに基づく差別、脅し、脅迫およびオンラインやオフラインの嫌がらせなどの、仕事に関連した女性のジャーナリストとメディアで働く人たちに対する具体的攻撃をまた明白に非難する。

3. ジャーナリストに対する攻撃と暴力に対するはびこっている刑事責任の免除を強く非難しそしてこれらの犯罪の圧倒的多数が、罰せられないこと、そしてそのことがこれらの犯罪の再発の原因となることに深刻な懸念を表明し、また国家に対し、2014年6月11日に人権理事会により開催されたパネル・ディスカッション期間中に特定されたおよび/またはそのうえに国際連合人権高等弁務官事務所の報告書において編集されたもの、特に(a) 特別捜査部隊または独立委員会の創設、(b) 特別検察官の任命、および(c) 捜査と起訴の具体的な実施要領や方法の採択などの、良い実践を、適当と認められる場合に、用いることにより、ジャーナリストに対する攻撃と暴力に対する刑事責任の免除と闘うための戦略を策定しそして実施することを求める。

4. 国家に対し、自らの管轄権の範囲内にある、ジャーナリストおよびメディアで働く人たちに対するあらゆる暴力の申し立て、脅しおよび攻撃に対する公平な、迅速な、徹底した、独立したそして効果的な捜査の実施を通して責任を確保することを、そのような犯罪を命じる者、犯

すこと、幫助することそして教唆することを共謀するかまたは隠蔽する者を含む、実行者を訴追することを、また犠牲者やその家族が適切な救済へのアクセスを有することを確保することを促す。

5. 恣意的に逮捕または恣意的に拘束され、人質として取られたまたは強制失踪の被害者となったジャーナリストやメディアで働く人たちの直ぐのまた無条件の解放を促す。

6. サービス拒否の攻撃などメディアのウェブサイトを違法にまたは恣意的にブロックするかダウンさせる措置を含む、一般市民に知らせることにおけるジャーナリストの活動を損なう、オンラインやオフラインの情報に目標を設定している国際人権法に違反したまたはオンラインやオフラインの情報を意図的に妨げるかまたはオンラインやオフラインの情報へのアクセスまたは普及を崩壊させる措置を明白に非難し、そして全ての国家に対し、包括的なまた平和的な知識社会と民主主義を築く努力に対する回復不能な損害の原因である、これらの措置を止めそして自制することを求める。

7. 誤解させ、プライバシーと表現の自由に対する権利を含む、人権を侵害しそして暴力、憎悪、差別または敵対行為を扇動するように設計されまた実施されることがありうるインターネット上を含む、偽情報や宣伝の拡散について懸念を表明し、そしてこの傾向に対抗することにおけるジャーナリストによる重要な貢献を強調する。

8. 政治的指導者、公務員および/または当局に対し、個人のジャーナリストを含む、メディアを中傷すること、脅迫することまたは脅かすことをそしてそのことによりジャーナリストの信用性における信頼並びに独立したジャーナリズムの重要性に対する尊重を損なうこと自制することを促す。

9. 国家に対し、以下のことによるものを含めて、ジャーナリストとメディアで働く人たちに対する暴力、脅迫、脅しおよび攻撃を防止するためできるだけ努力することを促す。

(a) 独立してまた不当な干渉なしに自らの活動を果たすジャーナリストのための安全なまた可能にする環境を、法においてまた実践において、創造しそして維持するための取組を増やしまた加速すること。

(b) 独立した、多面的なまたオンラインの並びにオフラインの、多様なメディアの重要性に対して支援を与えそして公衆の意識を向上させること。

(c) ジャーナリストとメディアで働く人たちに対する暴力、脅迫、脅しおよび攻撃を公然と、明白にそして組織的に非難すること。

(d) ジャーナリストに対する脅し、攻撃または暴力に関する具体的な量的や質的に分類されたデータの収集、分析および報告を許可するため、データベースなどの情報収集および監視メカニズムを設立することまたは強化すること。

(e) 効果的な保護的な措置を提供する権限がありまた適切に資金の援助を受けている当局への直ぐのアクセスを、ジャーナリストやメディアで働く人たちに、脅かされている時に与える、早期警戒および迅速な対応メカニズムを確立すること。

(f) ジャーナリストの安全に関する国家の国際的な人権のまた国際人道法の義務および公約に関して、司法組織においてまた法執行公務員や軍および保安要員の中での、並びにメディアの組織、ジャーナリストや市民社会の中での、能力構築、訓練および意識向上を支援すること。

(g) 女性のジャーナリストに対するオフラインのまたオンラインの攻撃を報告することを彼女たちに奨励するため、安全なジェンダーに敏感な予防措置と捜査手続を導入すること。

(h) とりわけ地方と国のレベルでの、関連する省庁、法執行および司法組織の内部とそれらの間の、情報の内部調整と共有を確保すること。

(i) ジャーナリストの安全に関連する国際的なまた地域的な人権文書に署名することや批准すること。

(j) ジャーナリストやメディアで働く人たちの保護のための適用可能な法的枠組、国際連合機関および地域的な政府間組織により採択された関連諸決議、並びに条約機関特別手続によりおよびジャーナリストの安全に関連する普遍的定期的審査の文脈において為された勧告をより効果的に実施すること。

(k) ジャーナリストの安全とメディアの自由を、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの下での国の開発枠組に統合すること。

10. 国家に対し、国際人権法の下での自らの義務と公約の遵守に自国の法、政策および実践を十分にもたらすことを、そしてそれらが独立してまた不当な干渉なしに自らの活動を果たすジャーナリストの能力を制限しないように、再検討しそして必要な場合にはそれらを廃止または修正することをまた促す。

11. 国家に対し、テロリズムと闘いそして国の安全または公の秩序を守るための措置が、国際法の下での自らの義務を遵守しておりまた恣意的な逮捕または拘束若しくはその脅しを通じたものを含めて、ジャーナリストの活動と安全を恣意的にまたは過度に邪魔しないことを確保することを求める。

12. 国家に対し、名誉毀損法が、違法にまたは恣意的にジャーナリストを検閲しそして一般大衆に知らせる彼らの任務を妨げるために、とりわけ過度な刑事制裁を通して、誤用されないことを確実にすることをそして国際人権法の下での国家の義務を遵守して、必要な場合には、当該法を改訂または廃止することをまた求める。

13. 国家に対し、国際人権法の下での国家の義務を遵守した、司法の認可を含む、国の法的枠組に規定された限定されたまた明確に定義された例外だけを条件として、ジャーナリストの欠くことのできない役割の承認において、告発者を含む、ジャーナリストの情報源の秘守性をそして政府の責任と包括的で平和な社会を促進することにおいて情報を彼らに提供する者を法や実践において守ることを更に求める。

14. デジタル時代において、暗号化や匿名の手段は、自らの仕事や人権、とりわけ表現の自由に対するまた彼らのコミュニケーションを守ることと自らの情報源の秘守性を保護することを含む、プライバシーに対する彼らの権利、の自らの享受を自由に行使する多くのジャーナリストにとって極めて重要となってきたことを強調し、そしてこれに関連して国家に対し、国際人権法の下での自らの義務を遵守しそしてそのような技術の使用を邪魔しないこと、またハッキングを通じたものを含めて、違法なまたは恣意的な監視技術を用いることを自制することを求める。

15. 国家に対し、女性の人権を促進しまた保護し、ジェンダーの不平等を除去しそして社会におけるジェンダーに基づく固定観念に取り組む幅広い取組の一部として、オンラインのまたオフラインの女性のジャーナリストに対する、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、ジェンダーに基づく差別、脅し、脅迫、嫌がらせおよび憎悪に対する扇動に取り組むことを求める。

16. 国家および全てのその他の関連する利害関係者に対し、ジャーナリストの安全の問題に関する認識を高めそしてこれに関連した具体的なイニシアティブを始めるため、ジャーナリストに対する犯罪の刑事責任の免除を終わらせる国際デーとしての 11 月 2 日の宣言の機会を持つことを奨励する。

17. メディアの組織が、必要な場合には、保護的な装備や保険と共に、ジャーナリストとメディアで働く人たちに対する、とりわけ危険な任務にいるジャーナリストのための、適切な安全、リスクの意識、デジタルの安全および自己防衛訓練と指針を提供することにおいて果たすことができる重要な役割を強調する。

18. 持続可能な開発目標のターゲット 16.10 の実現におけるジャーナリストの安全の促進と保護の重要な貢献を認識し、そして国家に対し、持続可能な開発目標指標 16.10.1 に従って、ジャーナリストと関係するメディアの要員に対する殺害、誘拐、強制失踪、恣意的な拘束、拷問およびその他の有害な行為の検証された事例の数についての国内のデータ収集、分析および報告を強化することを、また関連する組織、とりわけ高等弁務官事務所と国際連合教育科学文化機関に対しこれらのデータを利用可能にすることにできるだけ努力することを求める。

19. ジャーナリストの安全を確保することに関して、技術援助および能力構築を通じたものを含めて、国際的なレベルでの、より良い協力と調整を確保する必要性を強調し、そして人権理事会の関連する特別手続、条約機関および国内の人権機関を含む、国内の、準地域の、地域のそして国際的な人権メカニズムと機関に対し、自らの職務権限の枠組の中で、ジャーナリストの活動における彼らの安全の関連する側面に対処し続けることを奨励する。

20. 国際連合機関、基金および計画、その他の国際的なまた地域的な機構、加盟国および全ての関連する利害関係者に対し、適用可能な場合また自らの職務権限の範囲の中で、ジャーナリストの安全と刑事責任の免除の問題に関する国際連合行動計画の認識を促進することと実施することにおいて更に協力することを招請し、そしてこの目的のために国家に対し、関連する国際

連合組織、とりわけ国際連合教育科学文化機関、人権理事会の関連する特別手続および国際的なまた地域的な人権メカニズムと協力することを求める。

21. 国家に対し、コミュニケーションの開発のための国際連合教育科学文化機関の国際的なプログラムにより運営されているメカニズムを通して、国際連合教育科学文化機関による要請への対応におけるものを含めて、ジャーナリストに対する攻撃と暴力の捜査の状態について自発的に情報を共有することを招請する。

22. 国家に対し、普遍的定期的審査の過程を通してジャーナリストの安全の問題に対処し続けることを奨励する。

23. その作業計画表に従ってジャーナリストの安全についての人権理事会の審議を続けることを決定する。

第39回会合

2018年9月27日

[投票なしに採択]